

# 関西業務ニュース

2014年3月20日 No.248

JR東海総合線関西地方本部  
発行 小林 國博 編集 業務部

〔「関西地区分会における職場諸要求」に関する申し入れ〕及び〔京都駅営業二科における退出点呼時間の変更に関する「申」第18号への追加申し入れ〕について業務委員会を開催。

3月17日、「申」第18号〔「関西地区分会における職場諸要求」に関する申し入れ〕（2013年10月23日申し入れ）及び「申」第35号〔京都駅営業二科における退出点呼時間の変更に関する「申」第18号への追加申し入れ〕（2014年2月5日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

《会社回答》

「申」第18号

1. 新大阪駅における車椅子等の案内件数は増加しており、案内所担当（総案3、総案B）が車椅子等を担当することが常態化している。特に、土、日、祝日は車椅子等の取扱件数が100件を超えるため、案内所において担当が一人となりお客様を待たせることも発生している。よって、営業二科及び内勤の要員を増やすこと。

**【回答】** 必要な人員は配置している。

1. 新大阪駅の案内所の営業時間（現行5時15分～0時10分）を8時から22時とし、5時30分から8時と22時から0時の車椅子担当は案内所担当（総案A・総案B）とすること。案内所の営業時間変更に伴い、現行の臨総案Cを廃止し要員を日勤機動か総案機動に充当すること。

**【回答】** 現行通りとする。

2. 新大阪駅に配属して車掌所に転勤する3年間は、すべての社員に対して営業関係の勉強会を定期的に行うこと。勉強会の勤務はアケや休日ではなく日勤とすること。

**【回答】** 若手社員に対して必要な教育は実施している。よって現行通りとする。なお、勉強会の勤務については訓練日数を増すなどして極力休日指定しないように調整している。

3. 案内所に大幅な列車遅延等の異常時に活用できる情報装置（発車順序、遅延時分、列車位置、運休列車等）を設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。

4. 営業二科に設置されているパソコンを営業二科の社員が自由に使用できるようにすること。

**【回答】** 支社権限外事項である。現時点で設置する考えはない。

5. 27番線の立哨を現行2名から3名とすること。

**【回答】** 現行通りとする。

6. 27番線に新聞、雑誌、タバコ等を販売する売店を設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。

7. 新大阪駅、京都駅、米原駅のロッカー（30cm）を運輸所のロッカー（35cm）と同じ大きさとすること。

**【回答】** 現行通りとする。

8. 夏季制服をノーネクタイとすること。

**【回答】** 支社権限外事項である。

9. 「運輸系統の社員運用の変更」により運輸所から駅への異動期間は3年とすること。

**【回答】** 駅異動の期間は、要員需給等によって決まっているため一概に示すことは難しい。

10. 「運輸系統の社員運用の変更」により駅に異動した社員が異動期間を終了し運輸所に戻る時は、運輸所に戻るか駅に残るかは本人の希望通りとすること。

**【回答】** 運用にあたっては、面談の実施や希望調査票等により、社員の希望や意思の把握に努めるが、人事異動であり必ずしも希望通りになるものではない。

「申」第35号

1. 京都駅営業二科における退出点呼を退出時間の3分前に終了すること。

**【回答】** 現行通りとする。

《若干のやり取り》

組合：現場社員の思いが通じていない回答である。

1・2項について

組合：車椅子業務の実態を把握しているのか。

会社：おおむね把握している。

組合：業務量は把握しているのか。

会社：月によって波動はあるが、月1000件から2000件台あると把握している。

組合：1000件と2000件では倍違う

会社：土日は100件を超えることがあることも把握している。

組合：新大阪営業二科には車椅子の仕事ができない社員もいることは把握しているのか。

会社：体の状態で出来ない社員は2名いる。

組合：現状は当日の車椅子申し入れが多い。案内担当が車椅子業務をになっている。業務が輻輳したときは管理者も対応してほしい。

会社：管理者が対応していないわけではない。内勤も手伝っている。

組合：もっと柔軟に対応して頂きたい。

組合：営業二科の基準人員はあるのか。

会社：業務に必要な人員は配置している。

### 3項について

組合：希望する社員が休日以外で受けれるようにすること。

会社：担務に合わせて必要な教育はやっている。ライセンスという制度もあり、自己の時間での勉強となるが営業の知識は学べる。

組合：どの担務に何年とかパターンがあるのか。

会社：出・改・案を何年間づつということで決めていない。社員によって様々である。車掌に行くまでに1つだけということはない。

組合：特に、案内の担務が長いと営業の知識がうすれる。考慮してすること。

会社：意見は受けておきます。

### 4項について

組合：運行情報端末を設置できないのか。

会社：モニタを見ても発車順序はわからない。指令からの情報を内勤などから提供しているのが現状である。運行情報端末は後ろの詰所のある。

組合：お客がいたら後ろの詰め所まで行けない。カウンターにあれば対応しやすい。

会社：詰所にあるので、それで対応されたい。

組合：以前からの強い要望であり検討すること。

### 5項について

組合：お客様からの問い合わせなどをインターネットで検索するために使いたい。

会社：詰所のパソコンは管理者用なので社員の使用は考えていない。

組合：タブレット等の設置は出来ないか。

会社：支社権限外事項である。

### 6項について

組合：安全確保のため3名体制にするべきだ。

会社：可動柵やITVが設置されている。安全は確保されている。増員する考えはない。

#### 7項について

組合：弁当屋と飲み物の自動販売機しかない。新聞やたばこが買えない。ぜひ、売店の設置を要望する。

#### 8項について

組合：なぜ、駅と運輸所で差があるのか。

会社：必要なものが入ることが基準である。

組合：制服切り替え時期はロッカーがいっぱいになる。

会社：駅は制服保管庫がある。

組合：2週間前位から引き取らされる。改善すること。

#### 9項について

組合：夏は汗をかく。ノータイで開襟シャツなどにしてほしい。本当に関係箇所へ上げているのか。

会社：意見があったことは伝える。

#### 10項について

組合：駅にいる期間を3年にしてほしい。

会社：制度では10年以内ということであった。

組合：今は5年。会社としてはこの制度をどのように評価しているのか。

会社：役に立っている。中堅社員として重要な仕事をしてもらっている。

組合：運転士から長いこと離れると不安になる。

会社：たしかに、そうした不安があることは承知している。

#### 申35、1項について

組合：ロッカー室で点呼は出来ないのか。

会社：新大阪と建屋の構造が違う。

組合：ロッカー室から点呼場まで遠いので移動時間が掛かる。1分単位で超過勤務を処理している会社としてはおかしいのではないか。

会社：移動時間は労働時間外である。

以上